

2 令和 7 年度の内部統制について

(1) 不適切な事態の報告

内部統制の取組として、不適切な事態が生じた場合には内部統制責任者において内部統制の自己評価を実施したうえで、総括内部統制責任者へ報告している。

令和 6 年度に発覚した不適切な事態：17 件

(不適切な事態が生じる主な背景)

- ・ルールや根拠を正しく認識せず、思い込みや前例をもとに事務処理を行う
- ・組織としてのチェック機能が働いていない（担当者任せや進捗管理の不備）

(2) 地方自治法に基づく内部統制

地方自治法第 150 条の規定に基づく内部統制の取組として、令和 2 年度より財務に関する事務について取組を実施している。

また、今年度より新たに、「支払期限が明示されている定例的（概ね月 1 回以上）に発生する支出事務」を所属として 1 つ選定している。（※）

- ① 整備の対象となる事務（整備対象事務）として、総務局が示す選定方法により抽出される、「想定される不適切な事態が起こる可能性が高い事務」から内部統制責任者が対象事務を選定
 - ア IR 用地に係る液状化対策工事・地中障害物撤去工事費の支出（開発調整課）
 - イ 局所管施設の改修・維持補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）
 - ウ ATC 庁舎及び現場事務所の賃料・共益費、光熱水費等に関する経費支出（総務課）（※）
- ② 前年度、不適切な事態が発生し「不備あり」となった事務のうち、整備対象事務として内部統制責任者が選定
 - ア 港湾施設の賃貸料の調定・請求に係る事務（海務課）
 - イ 港湾施設使用料等（入港料含む）の調定・請求に係る事務（海務課）
 - ウ 行政財産目的外使用許可に係る事務（海務課）

【参考 令和6年度の選定事務】

上記（1）①による選定事務

- ア 局所管施設の改修・維持補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）
- イ 賃貸地に係る契約事務及び賃貸料の収納事務（管財課）
- ウ 請負工事発注に係る契約事務及び経費の支出（設備課）
- エ 局所管建築物の新・増改築及び補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）

上記（1）②による選定事務

- ア 建設機械借入及び道路維持作業車長期借入にかかる経費の支出（施設管理課）
- イ 港湾施設使用料等（入港料含む）の調定・請求に係る事務（海務課）